



鳥取県公報

令和2年12月22日（火）
号外第101号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例（62）（税務課）・・・・・・・・・・ 5
	公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例 （63）（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例（64）（住まいまちづくり課）・・ 7
	鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （65）（生産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 （66）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	鳥取県収入証紙条例を廃止する条例（67）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 16

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

自動車教習所が担う役割の公益性及び公共性の高まりに鑑み、教習車に係る自動車税の種別割の税額の全額を減免する。

2 条例の概要

(1) 教習車に係る自動車税の種別割の減免額を種別割の税額の全額（現行 当該自動車に係る自動車税の種別割の税額から営業用自動車に係る自動車税の種別割の税額を控除した額）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

公害紛争処理法の一部が改正され、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに公害審査委員候補者を委嘱することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 公害審査委員候補者の委嘱期間は、3年とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

被災者生活再建支援法の一部が改正され、被災者生活再建支援金の支給の対象となる被災世帯が拡大したこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 補助金の交付の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入の対象者を、半壊世帯のうち、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者とする。

(2) 補助金の交付の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅再建等支援金の対象事業の交付基準額を、国支援金の支給の対象となる場合にあつては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

(3) 被災市町村の交付する次の支援金を新たに補助金の交付の対象とする。

区分	対象事業	交付基準額
被災者住宅再建等支援金	一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	30万円

(4) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

他の公の施設と合わせた管理運営方法の見直しを検討していることから、鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）の指定管理者による管理の期間について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 令和2年度中にとっとり花回廊の指定管理者として指定を受けた者がその管理に関する業務を行う期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

撮影機器の小型化及び高性能化が進み、盗撮行為がますます悪質かつ巧妙なものとなっていることに鑑み、盗撮行為の規制を強化するとともに、特定の者に対して、つきまとい等の嫌がらせ行為を反復して行うことを禁止する。

2 条例の概要

- (1) 卑わいな行為等を禁ずる場所として、集会所、事務所、教室、タクシーその他不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物を加え、禁ずる行為として、次の行為を加える。
 - ア 下着等を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。
 - イ 衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、下着等の映像を見、又は撮影し、若しくは録画すること。
- (2) 何人も、正当な理由なく、次の場所における衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置してはならないものとする。
 - ア 公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所
 - イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所（アに該当するものを除く。）
- (3) 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の行為を反復して行ってはならないものとする。
 - ア つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - イ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ウ 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - エ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - オ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - カ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - キ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ク その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- (4) 次のとおり、罰則を新たに設け、又は強化する。

違反者	罰則
ア 公共の場所等において、正当な理由なく、人を著しく羞恥させる等の方法で次の行為をした者	(ア)又は(ウ)に係るもの 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（現行 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）
(ア) 人の身体に、直接または衣服等の上から触れること。	(イ)に係るもの 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（現行 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）
(イ) 衣服等で覆われている内側の人の下着等	

をのぞき見すること。 (ウ) (1)又は(ア)若しくは(イ)に掲げるもの のほか、卑わいな言動をすること。	
イ 常習としてアの違反行為をした者	アの(ア)又は(ウ)に係るもの 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(現行 6 月以下の懲役又は100万円以下の罰金)
	アの(イ)に係るもの 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(現行 6 月以下の懲役又は100万円以下の罰金)
ウ (1)又は(2)に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(新設)
エ 常習として(1)又は(2)の違反行為をした者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(新設)
オ (3)に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(新設)
カ 常習として(3)の違反行為をした者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(新設)

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、不当な客引行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても50万円以下の罰金刑を科するものとする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県収入証紙条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

手数料等の納付に関し県民等の利便性の向上を図るため、収入証紙を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県収入証紙条例は、廃止する。

(2) 鳥取県税条例の一部改正

自動車税及び狩猟税の徴収の方法について、所要の改正を行う。

(3) 鳥取県特別会計条例の一部改正

鳥取県収入証紙特別会計を廃止する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車税の減免額）</p> <p>第137条の3 略</p> <p>2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>ただし、第1号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 前条第2項第3号に該当するもの <u>納付すべき種別割の税額の全額</u></p>	<p>（自動車税の減免額）</p> <p>第137条の3 略</p> <p>2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 前条第2項第3号に該当するもの <u>同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表（1）ア、（2）ア又は（3）ア（イ）に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額から控除して得た額</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）の定めるところにより行う<u>公害審査委員候補者の委嘱</u>、あっせん、調停又は仲裁の手續に要する費用及び調停又は仲裁に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(公害審査委員候補者の委嘱期間)</u> 第2条 <u>法第18条第1項の条例で定める期間は、3年とする。</u></p> <p>(紛争処理の手續に要する費用) 第3条 略</p> <p>(鑑定料) 第4条 略</p> <p>(手数料) 第5条 略</p> <p>(手数料の減免又は納付の猶予) 第6条 略</p> <p>(規則への委任) 第7条 略</p> <p>別表 (第5条関係) 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）の定めるところにより行うあっせん、調停又は仲裁の手續に要する費用及び調停又は仲裁に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(紛争処理の手續に要する費用) 第2条 略</p> <p>(鑑定料) 第3条 略</p> <p>(手数料) 第4条 略</p> <p>(手数料の減免又は納付の猶予) 第5条 略</p> <p>(規則への委任) 第6条 略</p> <p>別表 (第4条関係) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第64号

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもののうち、<u>法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金</u>（以下「<u>国支援金</u>」という。）の支給の対象とならないものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯<u>のうち、国支援金の支給の対象とならないもの</u>（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であつて、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもの<u>（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）</u>をいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（<u>同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。</u>）をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であつて、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交</p>

付する同表の第5欄に定める額（国支援金の支給の対象となる場合にあつては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては、零）。以下「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第9号に係るものを除く。）の交付を受けない者（知事が別に定めるものに限る。）であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（以下「被災者住宅修繕促進支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

ア・イ 略

2 略

別表（第3条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略				
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあつては、知事が別に定めるもの	3年	半壊世帯のうち、 <u>国支援金の支給の対象とならないもの</u> の世帯主又は当該居	2年	100万円（単数世帯については、75万円）

付する同表の第5欄に定める額（以下「被災者住宅再建等支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受けない者（知事が別に定めるものに限る。）であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（以下「被災者住宅修繕促進支援金交付基準額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

ア・イ 略

2 略

別表（第3条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略				
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあつては、知事が別に定めるもの	3年	半壊世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるもの限り。）	2年	100万円（単数世帯については、75万円）

に 限 る。)の 建設又は 購入		宅の 所有者 (知 事が 別に 定め るも のに 限 る。)			に 限 る。)の 建設又は 購入				
(6) 半壊 世帯の居 宅の補修	2年	半壊 世帯 の世 帯主 又は 当該 居宅 の所 有者 (知 事が 別に 定め るも のに 限 る。)	1年	補修に要す る経費(100 万円(単数 世帯につ いては、75 万円)を限度 とする。)	(6) 半壊 世帯の居 宅の補修	2年	半壊 世帯 の世 帯主 又は 当該 居宅 の所 有者 (知 事が 別に 定め るも のに 限 る。)	1年	補修に要す る経費(100 万円(単数 世帯につ いては、75 万円)を限度 とする。)
(7) 一部 損壊世帯 の居宅に 代わる住 宅(当該 居宅の所 在する市 町村の区 域内に設 置される ものに 限り、賃 貸住宅に あって は、知事 が別に定 めるもの	3年	一部 損壊 世帯 の世 帯主 又は 当該 居宅 の所 有者 (知 事が 別に 定め るも のに 限	2年	30万円					

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">に 限 る。)の 建設又は 購入</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">る。)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">(8) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">(9) 略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(10) (1) から(9) までに掲 げるもの のほか、 知事が参 加市町村 に協議し て別に定 める事業</td> <td colspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">備考 略</td> </tr> </table>	に 限 る。)の 建設又は 購入		る。)				(8) 略						(9) 略						(10) (1) から(9) までに掲 げるもの のほか、 知事が参 加市町村 に協議し て別に定 める事業	略					備考 略						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">(7) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">(8) 略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(9) (1) から(8) までに掲 げるもの のほか、 知事が参 加市町村 に協議し て別に定 める事業</td> <td colspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">備考 略</td> </tr> </table>							(7) 略						(8) 略						(9) (1) から(8) までに掲 げるもの のほか、 知事が参 加市町村 に協議し て別に定 める事業	略					備考 略					
に 限 る。)の 建設又は 購入		る。)																																																											
(8) 略																																																													
(9) 略																																																													
(10) (1) から(9) までに掲 げるもの のほか、 知事が参 加市町村 に協議し て別に定 める事業	略																																																												
備考 略																																																													
(7) 略																																																													
(8) 略																																																													
(9) (1) から(8) までに掲 げるもの のほか、 知事が参 加市町村 に協議し て別に定 める事業	略																																																												
備考 略																																																													

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成11年4月18日から施行する。 ただし、第7条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(指定管理者の管理の期間の調整)</u></p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、令和2年度中に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成11年4月18日から施行する。ただし、第7条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第66号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(卑わいな行為等の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所若しくは公共の乗物又は集会所、事務所、教室、タクシーその他不特定若しくは多数の者が利用するような場所若しくは乗物において、人に対し、<u>正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること（<u>公共の場所又は公共の乗物において行うものに限る。</u>）。</p> <p>(2) 衣服等で覆われている内側の人の下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見すること。</p> <p>(3) <u>下着等を写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。</u></p> <p>(4) <u>衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、下着等の映像を見、又は撮影し、若しくは録画すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること（公共の場所又は公共の乗物において行うものに限る。）。</u></p> <p>2 何人も、<u>正当な理由がないのに、次に掲げる場所における衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置してはならない。</u></p> <p>(1) <u>公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着</u></p>	<p>(卑わいな行為等の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、<u>みだりに、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること。</p> <p>(2) 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくは録画すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</u></p> <p>2 何人も、<u>みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影し、又は録画してはならない。</u></p>

けない状態である場所

- (2) 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所
(前号に該当するものを除く。)

(嫌がらせ行為の禁止)

第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする。

- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第5条 略

(押売行為等の禁止)

第6条 略

(景品買い行為の禁止)

第7条 略

(不当な客引行為の禁止)

第8条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等により執ような客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第9条 略

(罰則)

第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第2条又は第5条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第4条 略

(押売行為等の禁止)

第5条 略

(景品買い行為の禁止)

第6条 略

(不当な客引行為の禁止)

第7条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等によりしつような客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第8条 略

(罰則)

第9条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第7条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

しくは科料に処する。

6 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第5項（第8条に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県収入証紙条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第67号

鳥取県収入証紙条例を廃止する条例

(鳥取県収入証紙条例の廃止)

第1条 鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)は、廃止する。

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合(法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、<u>法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。</u></p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税、<u>地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税</u>に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書又は納入書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合(法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、<u>これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第3条に規定する収入証紙(以下「鳥取県収入証紙」という。)を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による</u></p>

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第137条の9第1項又は前条の規定により提出すべき申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

(種別割の徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、当該種別割の額に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第144条の規定により提出すべき申告書又は報告書に規則で定める納税済印を押すものとする。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(種別割の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

<p>(狩猟税の徴収の手続)</p> <p>第211条 前条第1項の規定により、狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類を提出し、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により現金の納付があつたときは、同項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(狩猟税の証紙徴収の手続)</p> <p>第211条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者は、出納員の管理する口座に同項の規定による証紙の額面金額に相当する現金を振り込むことにより、同項に規定する鳥取県収入証紙の関係書類へのはり付けに代えることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により出納員の管理する口座に現金が振り込まれたときは、第1項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。</p> <p>4 略</p>
---	---

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

第3条 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	規則で定める用品の調達その他規則で定める事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。	集中管理事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	集中管理事業費その他の諸支出	1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	規則で定める用品の調達その他規則で定める事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。	集中管理事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	集中管理事業費その他の諸支出
				2 鳥取県収入証紙特別会計	鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）の規定による証紙（以下「収入証紙」という。）の売りさばき及び収	収入証紙の売りさばき収入及び附属諸収入	一般会計への繰出金、収入証紙の売りさばき手数料その他

					入証紙による 収入を適正に 運営するこ と。		の諸支 出
<u>2</u> 略				<u>3</u> 略			
<u>3</u> 略				<u>4</u> 略			
<u>4</u> 略				<u>5</u> 略			
<u>5</u> 略				<u>6</u> 略			
<u>6</u> 略				<u>7</u> 略			
<u>7</u> 略				<u>8</u> 略			
<u>8</u> 略				<u>9</u> 略			
<u>9</u> 略				<u>10</u> 略			
<u>10</u> 略				<u>11</u> 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。
(鳥取県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃止前の鳥取県収入証紙条例第5条第1項に規定する小売りさばき人(以下「小売りさばき人」という。)が売りさばいた証紙(著しく汚染し、又は損傷したものを除く。以下同じ。)は、施行日から令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によりこれによる収入の方法により歳入を徴収することができる。
- 3 証紙を保有する者は、施行日から令和8年9月30日までの間、これを知事に返還して、当該証紙の定価から施行日における売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額(以下「還付金額」という。)の還付を受けることができる。
- 4 小売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、返還しなければならない。この場合において、知事は、令和8年9月30日までに当該返還をした者に対し、還付金額を還付するものとする。
(鳥取県税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税を納めようとする者は、施行日から令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。
(鳥取県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 鳥取県収入証紙特別会計の令和3年度から令和8年度までの予算執行及び会計事務については、なお従前の例による。